**○申請書**

法定外公共物敷地占（使）用工作物新築（改築・除去）等許可申請書

**○添付書類**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 補足 | チェック |
| 位置図 | 縮尺1／10,000以上申請箇所をマーキングして明示すること。 | □ |
| 平面図 | 縮尺1／1,000以上申請位置、幅員、土地利用、申請数量等について記載 | □ |
| 縦断面図 | 道路側溝タイプへの水路改良の場合。縮尺縦1／500以上、横1／1000以上 | □ |
| 横断図 | 縮尺1／100以上 | □ |
| 構造図 | 占用物の構造について記載（縮尺1／50以上）※構造が分かるパンフレット等でも可※排水管等の一般的な物は材質等を記載すれば省略可 | □ |
| 公図の写し | 法務局又は市役所資産税課にて取得した、道路用地及び占用地先が記載されているものを添付（対象となる公図が複数なら全部添付）工事箇所（道路部分）をマーキングして明示すること。 | □ |
| 誓約書 | 通路橋の占用許可申請を行う場合 | □ |
| 帰属承諾書 | 水路改良、草止めコンクリートなど、新設構造物がある場合 | □ |
| その他市長が必要と認める書類 |  | □ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出部数 | 2部 | □ |

（裏面へ続く）

**○注意事項（申請前に必ずお読みください）**

1. 申請をいただいてから許可までは14日～21日（開庁日）程度お時間をいただきます。必ずお時間に余裕をもって申請手続きを行ってください。
2. 側溝タイプへの水路改良を行う場合には、申請後に現地立ち合いが必要となります。
3. 許可を取得するにあたり占用物件によっては法定外公共物占（使）用料が賦課されます。
4. 場合によっては別途書類を提出するよう指示することがあります。
5. 水利権の関係者・隣接地所有者・利害関係人などの同意が必要となる場合があります。
6. 境界確認がされていない場合は市・申請人・隣接地権者などで立会を行って境界確認を行ってください。
7. 工事内容によっては通行制限申請書を提出いただく場合があります（詳しくは通行制限申請書様式を参照してください）。
8. 工事にあたっては各所轄警察署にて道路使用許可申請手続きも行ってください。
9. 工事にあたっては、隣地所有者、周辺住民の他、地域の用排水組合、商店街組合、自治会等の関係団体、その他利害関係人に対し周知徹底を図り、トラブルにならないよう注意してください。